

令和3年4月13日

各居宅サービス事業所 管理者 様

大阪市福祉局高齢者施策部
高齢福祉課長
高齢施設課長
事業者指導担当課長

居宅サービス事業所等の従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施
について

拝啓、時下ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

標題について、令和3年4月3日付け厚生労働省通知「高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について（改正）」が発出され、一定の要件を満たす場合、市町村の判断によって、居宅サービス事業所等の従事者を高齢者施設等の従事者の範囲に含むことができることとされました。

本市においては、感染状況、医療提供体制の状況等を踏まえ、別紙のとおり、居宅サービス事業所等の従事者を高齢者施設等の従事者の範囲に含めて、優先接種の対象とすることとしましたのでお知らせします。

なお、優先接種を受けていただくにあたっての具体的な事務手続きについては、6月頃に別途通知させていただきます。

【大阪市ホームページ】

「居宅サービス事業所等の従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施について」

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000533434.html>

【お問い合わせ先】

在宅事業所等ワクチン接種相談窓口

受付時間 9：00～17：30

(TEL) 0570-051128

居宅サービス従事者への接種について

1. 居宅サービス従事者に係る対応

以下の①から②の両方に該当する場合、居宅サービス事業所の従事者を「高齢者施設等の従事者」に含めて、優先接種の対象とします。

- ① 居宅サービス事業所が、新型コロナウイルス感染症により自宅療養中の高齢の患者・濃厚接触者に直接接し、介護サービスの提供等を行う意向を大阪市に登録した場合。
- ② ①の事業所の従事者が、自宅療養中の感染者等に直接接し、介護サービスの提供等を行う意思を有する場合。

2. 対象となる居宅サービスの範囲

《居宅サービス等（介護）の例》

- ・ 訪問介護
- ・ 訪問入浴介護
- ・ 訪問リハビリテーション
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 夜間対応型訪問介護
- ・ 居宅療養管理指導
- ・ 通所介護
- ・ 地域密着型通所介護
- ・ 療養通所介護
- ・ 認知症対応型通所介護
- ・ 通所リハビリテーション
- ・ 短期入所生活介護
- ・ 短期入所療養介護
- ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護
- ・ 福祉用具貸与
- ・ 居宅介護支援

(注) 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定 サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。

3. 居宅サービス事業所の登録及び事業所における対象者の取りまとめ

具体的な事務手続きについては、6月頃に別途お知らせします。

【参考】事務手続きの流れ（予定）

- (1) 居宅サービス事業所は、従事者に説明・相談の上、事業所内で、新型コロナウイルス感染症により自宅療養中の高齢の患者等に直接接し、介護サービスの提供等を行う意思を有する従事者の人数（以下「対応予定人数」という。）を把握する。
- (2) 居宅サービス事業所は、大阪市に対して、法人名、事業所名、所在地、事業所連絡先、管理者氏名及び対応予定人数等を登録する。（大阪市においてリストとして保管）
- (3) 居宅サービス事業所は、大阪市に登録した対応人数の範囲で、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等に直接接し、居宅サービスの提供等を行う意思を有する職員に対して「証明書」を発行する。

4. 居宅サービス事業所等の従事者の接種体制

居宅サービス事業所等の従事者は、原則、住民票所在地の市町村の接種体制に応じ、接種実施医療機関で予防接種を受けていただきます。その際、優先接種の対象である居宅サービス事業所に従事していることの「証明書」を、大阪市から発行された接種券とともに持参していただきます。

5. 大阪市における登録リストの活用

新型コロナウイルス感染症により自宅療養中の高齢の患者・濃厚接触者に直接接し、居宅サービスの提供等を行う意向を大阪市に登録した居宅サービス事業所については、本市においてリストとしてとりまとめ、ホームページにより公表する予定です。

地域において病床がひっ迫した場合において、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター等が、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等に対する訪問系の介護サービスの必要性の検討の結果、サービスを提供することとなる場合に、参考にさせていただきます。